

勝浦朝市実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、永い歴史と伝統に支えられた勝浦朝市（以下「朝市」という。）を実施し、市内産業の発展を図るとともに、観光資源としての秩序とその品位を保ちつつ、生産者が消費者に新鮮で廉価な生産物を広く提供し、消費者、生産者及び商業者の相互信頼の確保と市域住民の交流を図り、以て消費生活の向上と社会の発展に寄与することを目的とする。

(運営組織)

第2条 朝市の円滑な運営を図るため、別に定めるところによりかつうら朝市の会（以下「委員会」という。）を設置する。

(実施場所)

第3条 朝市の実施場所は、勝浦区及び浜勝浦区における行政区域内とする。ただし、社会情勢等の変化により移動を必要とするときは、委員会の協議のうえ決定する。

(実施時間)

第4条 朝市の実施時間は、午前6時より午前11時30分までとする。

ただし、季節等及びその他事情により変更することが出来る。

(出店者)

第5条 朝市の出店者は、委員会の出店許可を受けるものとし、委員会が設置する出店者部会に属するものとする。

2 朝市の出店者は、別に定めるところによる登録更新料及び整理費を納入し、生産者・商業者（大型店舗等を営むものは除く。）であること。

3 朝市の出店者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団及び暴力団員でない者とする。

(休日)

第6条 朝市の休日は、1月1日及び毎週水曜日とする。ただし、季節等及びその他事情により変更することが出来る。

(出店の認可)

第7条 朝市に出店希望者は、委員会に別に定める様式に係る書類を付し申請するものとする。

(1) 出店しようとするものの住所、氏名を証する書類の写し

(2) 出店に係る品物の販売に必要な法律等に係る許可・届出等を証するものの写し

(3) 宣誓書

2 個人経営者、法人にあつては代表者に変更があつた場合は、委員会に変更届けを提出しなければならない。

3 第1項に規定する申請書の提出が委員会にあつた場合、委員会は速やかにその内容を審査し、出店許可証の発行もしくは不許可の通知をしなければならない。

4 出店許可期間は、出店許可証に記載するものとし、許可を更新しようとするときは、

許可の期間が終了する20日前までに改めて出店許可申請書を提出しなければならない。
(遵守事項)

第8条 朝市の出店者は、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 朝市の信用及び信頼を失う行為をしてはならない。
- 2 消費者に対し誠実に対応しなければならない。
- 3 委員会の決定及び指導に従わなければならない。
- 4 登録更新料及び整理費を滞納してはならない。
- 5 第3条で規定する実施場所以外で出店してはならない。
- 6 出店者に対し、誹謗、中傷するような行為をしてはならない。
- 7 第11条に規定する品物の販売に必要な法律等に係る表示を適正に行わなければならない。
- 8 屋号・商号を明確に示すものを必ず店頭に掲示しなければならない。
- 9 第7条第3項に規定する許可証及び第11条に規定する品物の販売に必要な法律等に
係る許可・届出等を証するものを必ず店頭に掲示しなければならない。

(広告物掲示等の承認)

第9条 朝市の出店者は販売品目に係るもの以外の広告物及び印刷物等の掲示及び配布については、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令、条例、規則等に違反するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に係るもの又はこれに類するもののうち、青少年の健全な育成を阻害すると認められるもの
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (4) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (5) 人権を侵害するおそれのあるもの
- (6) 青少年保護又は消費者保護の観点から適切でないもの
- (7) 意見広告に関するもの
- (8) その他委員会が不相当と認めるもの

(出店許可の取り消し及び出店停止)

第10条 朝市の出店者において、8条及び9条に掲げる事項を遵守出来ない場合、委員会は必要に応じ指導し、また、委員会の決定により出店認可の取り消し及び出店停止にすることができる。

(販売品目)

第11条 販売品目は、農産物・水産物・飲食物・加工品・日用雑貨及び民芸品等とする。

(販売価格)

第12条 販売価格は、出店者相互に自覚と第1条の趣旨を十分認識したうえで定めるものとする。また、委員会は、必要に応じ指導することが出来る。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員会で協議の上決定する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱は、令和3年以後の出店許可に適用し、改正前に出店許可を受けたものについては、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行前の第7条第3項に規定する出店許可証の出店許可期間は、令和2年12月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和3年10月29日から実施する。